

22 練福介第 5987 号

平成 23 年 3 月 16 日

各居宅介護支援事業所 管理者 様  
各介護予防支援事業者 管理者 様  
各（介護予防）訪問介護事業所 管理者 様

練馬区健康福祉事業本部福祉部  
介護保険課長 羽生 慶一郎  
(公印省略)

## 東北関東大震災の発生に伴う介護サービスについて

日頃より練馬区の介護保険事業にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、今般の東北関東大震災については、必要な介護の確保等、要介護者等の支援にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

地震発生に伴う介護サービスについて、下記のとおりお取扱いくださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 訪問介護サービスについて

3 月 11 日に発生した東北関東大震災に伴い、食器等の破損や書籍の崩れ等が起こり、片付けをすることが日常生活を営むために必要不可欠であると介護支援専門員により判断される場合には、地震発生以前の居宅サービス計画の位置付けの有無にかかわらず、(介護予防)訪問介護費の算定を可能とする。

なお、この場合、サービス担当者会議は開催しなくてもよいが、被害の発生状況、サービス提供の内容、(介護予防)訪問介護事業所と連絡調整した内容等について支援経過に記録すること。また、居宅サービス計画の変更については、サービス利用票およびサービス利用票別表の変更等、最小限の修正で差し支えない。

#### 2 サービスの休止に伴う代替サービスの検討について

平成23年3月15日付 厚生労働省老建局 事務連絡により、以下のとおり取り扱うこととされておりますので、適切な対応をお願いいたします。

「今般の地震に伴い、ガソリン等の燃料不足等が生じているとの報道もあり、ホームヘルパーの移動やデイサービス等の送迎に支障が生じる可能性があります。こうした場合については、居宅介護支援事業者等の関係事業者間で連携の上、例えばデイサービスの予定をホームヘルプに切り替えるなど、利用者の処遇に配慮した適切な代替サービスが確保できるようお願いいたします。なお、こうした場合に、居宅サービス計画の変更の必要があるときについて、サービス担当者会議は開催せず、担当者から意見を求めることで足りるものとします。」

< 問い合わせ >

練馬区介護保険課給付係 TEL 03-5984-4591 (直通)  
FAX 03-3993-6362